

平成19年度 財政援助団体監査結果(指摘)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
 2 監査対象 四日市看護医療大学(学校法人暁学園、四日市看護医療大学育成会)
 経営企画部 政策課(財政援助に関する事務の所管課)
 3 補助金の名称 四日市看護医療大学設置事業補助金、四日市看護医療大学育成会事業補助金
 4 監査実施期間 平成20年1月25日
 5 監査結果報告 平成20年3月31日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【政策課】

<p>(1)四日市看護医療大学育成会に対する補助金交付要綱の例規集への掲載について</p> <p>当該補助金は「四日市看護医療大学育成会に対する補助金交付要綱」に基づき交付されているが、当要綱は例規集データベースへの掲載がされていない。一般市民や受験希望の人たちに広く周知することが望ましいので、掲載を行なうこと。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年9月30日</p> <p>大変貴重なご意見をいただきましたが、該当する補助要綱については、学生・一般市民向けの補助要綱ではなく、育成会に対する補助要綱であり、より効果的な四日市看護医療大学のホームページ・学生ガイドブック・パンフレット・入試概要・広報・受験雑誌等で広く周知していることから、例規集への掲載は必要ないと判断しました。</p>
---	---

平成19年度 財政援助団体監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 | 監査対象 | 四日市看護医療大学(学校法人暁学園、四日市看護医療大学育成会)
経営企画部 政策課(財政援助に関する事務の所管課) |
| 3 | 補助金の名称 | 四日市看護医療大学設置事業補助金、四日市看護医療大学育成会事業補助金 |
| 4 | 監査実施期間 | 平成20年1月25日 |
| 5 | 監査結果報告 | 平成20年3月31日 |

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【四日市看護医療大学】

<p>(1)四日市看護医療大学育成会の収支決算書について 補助金実績報告書に添付された同育成会の収支決算書について、決算日の3月末日現在で市からの補助金収入15,900,000円に対して、奨学金14,310,000円、市への返還金1,590,000円の支出があったことになっている。しかし、入学辞退による3名分の市への返還金1,590,000円の実際の支出は市の出納整理期間中の5月2日であるため、収支決算書の表記の仕方について検討を行なうこと。【検討事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成20年9月30日 平成20年5月2日支出の返還金は、20年度決算において表示すべきところであるが、19年度補助金についての収支を19年度決算の中ですべて表記したいという考えから、四日市市との調整の結果、19年度決算の中に表記することとした。今後、同様の事態が発生した場合は、当該年度の決算に未払金で表記することによって、資金の動きに合致した決算書とする。</p>
<p>(2)四日市看護医療大学育成会の補助金の活用について 当補助金は市側の予算の範囲内で支出額が定められ、平成18年度は補助金交付後に入学辞退による3名分の補助金を市に返還しているが、これらについては補助金交付要綱の規定どおりに適正に処理が行なわれている。しかし、当補助金をできるだけ有効に活用してひとりでも多くの看護師等が四日市市に定着するように、入学辞退者が出た場合には年度途中でも次の順位の学生に貸し付けできるような仕組みづくりについて市と研究されたい。【検討事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成20年9月30日 入学辞退者などの補助金返還分については、すでに在籍している学生の中から、四日市市の医療機関に就職したいという強い意思を持つ、優秀な学生を改めて選抜し、貸与できる制度を新たにつくるために、現在、四日市市と検討中である。</p>

<p>(3)四日市看護医療大学育成会の事務運営について 学生に貸与される奨学金については、その学生が卒業後市内の医療機関等に5年間勤務すれば返還を免除されるが、そうした奨学生の卒業後の勤務実態の追跡調査をはじめ、返還金の滞納に対する督促業務等、今後年数を重ねるごとに事務量が非常に増大することが予想される。今の段階から、卒業後の実態を簡便に確認できるシステムづくりや、奨学金を個人に振込まずに授業料に振替えできないか等、事務処理をできるだけ軽減、合理化する方策について、育成会内部での検討及び市との協議を行い、育成会事務の効率的な運営方法を確立しておくこと。【検討事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成20年9月30日 毎年、奨学生全員に対して研修会を開催し、四日市市内の医療機関への勤務に対する意識づけと奨学金についての責任を自覚させるよう、継続的に教育を行っている。 また、卒業後は最大150名の追跡調査が必要となるが、卒業後の奨学生管理については、個々のデータベースをシステム化し対応していく予定である。さらに、毎年1回、本人からの在職証明の提出を義務付けているが、各医療機関との連携によって、離職した場合には速やかに報告していただけるしくみづくりをすることも今後、検討する。現在、育成会事務を取り扱う職員は、教学課、会計課合わせて7名を配属しているが、奨学金貸与業務とは別に、返還金督促や在職証明請求などの卒業後の奨学生に対する事務については職員1名を専属で担当させるなど、業務ごとの担当を区分することにより、業務効率が向上できるように進めていく予定である。</p>
--	---

【政策課】

<p>(1)四日市看護医療大学設置事業補助金の交付対象経費について 補助金の対象経費として施設・備品経費の他に初年度(19年度)運営経費があるが、補助金交付申請書の添付資料の初年度経費内訳の中に減価償却費があがっている。しかし、このような支出を伴わない資金化できる経費についてまで補助対象とすることの是非について検討し、補助対象経費としての全体金額を確定するまでに考え方を整理すること。【検討事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成20年9月30日 補助対象経費については、施設、備品経費及び初年度(19年度)運営経費としている。補助金については、最終平成22年度が確定年度となっており、最終年度で調整するように四日市看護医療大学と協議中である。</p>
--	---